

令和元年第23回住田町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年9月6日(金)午前10時開議

- 日程第 1 承認第1号
令和元年度住田町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第1号
消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 3 議案第2号
過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第3号
令和元年度住田町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第4号
令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第5号
令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第6号
令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第7号
令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第8号
令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第9号
財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第10号
財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第11号
町道路線の認定に関し議決を求めることについて

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号
町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 4 認定第 1 号
平成 3 0 年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 5 認定第 2 号
平成 3 0 年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 6 認定第 3 号
平成 3 0 年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 7 認定第 4 号
平成 3 0 年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 8 認定第 5 号
平成 3 0 年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 1 9 認定第 6 号
平成 3 0 年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会)
- 日程第 2 0 委員会調査報告
(総務教民常任委員会、産業経済常任委員会、広報編集常任委員会)
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 番 | 荻原 | 勝君 | 2 番 | 佐々木 | 初雄君 |
| 3 番 | 佐々木 | 信一君 | 4 番 | 瀧本 | 正徳君 |
| 5 番 | 菅野 | 浩正君 | 6 番 | 佐々木 | 春一君 |

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 7番 | 村上 薫 君 | 8番 | 林崎 幸正 君 |
| 9番 | 泉田 是重 君 | 10番 | 高橋 靖 君 |
| 11番 | 阿部 祐一 君 | 12番 | 菊池 孝 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神田 謙一 君 教育 長 菊池 宏 君

| | | | |
|------------------------|-----------|---|-------------|
| 副 町 長 | 横 澤 孝 君 | 総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 熊 谷 公 男 君 |
| 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 佐 藤 修 君 | 企 画 財 政 課 長 | 横 澤 則 子 君 |
| 町 民 生 活 課 長 | 梶 原 ユカリ 君 | 保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 | 佐 々 木 光 彦 君 |
| 建 設 課 長 | 山 田 研 君 | 農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 紺 野 勝 利 君 |
| 林 政 課 長 | 千 葉 純 也 君 | 教 育 次 長 | 伊 藤 豊 彦 君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 松田 英明 係 長 松本 円

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 承認第1号

○議長（菊池 孝君） 承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

それでは、補正後の補正予算を第1表により御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳出補正予算事項別明細書の2. 歳出をごらんください。

3款民生費の総額に変更はなく、内訳は、プレミアム付商品券発行等業務委託料の計上、プレミアム付商品券発行事業費補助金1, 127万円の減によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） それでは、関連があるので、質問の項目とすれば4項目ありますけれども、一括でお伺いさせていただきます。

当初予算の際にはどのような内容か、まだ中身が明らかになっていなかったこともありま
すので、今回確認させていただきます。

1つは、プレミアム付商品券の内容であります。2万5,000円相当の商品券を2万円で購入できるものと。それで、5,000円単位で取り扱うということのようではありますが、そのような認識でよろしいのか。

2つ目は、利用できる対象者の件であります。2019年の税申告で、非課税世帯が対象になるということで、住民税が課税されている人に扶養されている人とか、生活保護受給者は除くとなっておりますが、その点もそうなのかと。あと、子育て世帯の関係では、10月1日以降に生まれた赤ちゃんは対象外になると。私の考えでは、この年度内ぐらいに生まれた赤ちゃんは対象になってもいいのではないかと思うわけではありますが、その辺のところ確認させていただきます。

3つ目は、使用期間についてであります。スタートは10月1日からのようではありますが、終わりの期限については自治体の配慮でよろしいということで、全国的な流れを見ると、2月14日ないしは3月31日というふうな幅があるようではありますが、当町ではどうするかということでもあります。

以上、今回、補助金から委託料にするということで、委託先を商工会ということで考えているようではありますが、このように対象者が複雑になっているということで、対象者をできるだけはっきりして、町と委託先との連携をうまくやっていく必要があると思います。他の自治体では、専任担当者を置いて対応するところもあるようではありますが、その点のところを伺います。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、今、御質問があった点について、お答えをしたいと思います。

まず、初めの制度の中身、購入限度額についてでございますけれども、今お話がありましたとおり、券面額は2万5,000円で、販売額は2万円ということで、5,000円分のプレミアムがつくという中身になっております。

それから非課税者、今回は基本的に非課税者が対象ということでございますので、なるべく購入しやすい形を各市町村で検討することということで国から通知がございますので、当町といたしましては、1回当たり4,000円というのを5回に分けて、分割購入ができるという形に設定をしております。

それから、2点目の購入対象者の関係でございますけれども、今お話がございましたとお

り、平成31年1月1日を基準としまして、令和元年度の住民税の非課税の方が該当ということで住民税課税者と生計同一の配偶者、あるいは、その住民税の課税者に扶養されている親族の方というのは該当外となりますし、生活保護の世帯も該当外というふうになります。

それから、子育て世帯の関係でございますけれども、それもお話ございましたとおり、令和元年の9月30日、地方消費税率が引き上げられる前日までに生まれた子供の属する世帯の世帯主ということが対象となりますので、国から通知があったとおりで進めているところです。

それから、使用できる期間という住田町の場合の設定でございますけれども、10月1日から当町の場合は2月29日と設定をしております。3月につきましては換金作業等がありますので、3月は精算の月としたいと思っておりますので、2月29日までに御使用をいただくという形と周知をしているところです。

それから、対応する商工会さんのほうに委託をお願いをしているわけですが、商工会さんと担当の保健福祉課の職員、それから、今回の事業については農政課の商工担当のほうも含めながら随時、連絡調整を行いながら事業を進めているところでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 同じ項目で質問いたします。

今回、3歳未満の子供さん方は無条件ということで、それから住民税の非課税世帯ということで、何名の方が対象となるのか。

それから、町内の取扱店は、今回は、以前やった福祉給付金とはまた違うと思いますので、商工会会員店ということの限定なのか。それとも町内の店舗であれば、どこでも買えるということなのか、確認いたします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今、3歳未満と言いましたけれども、3歳半でございますので。

対象者でございますけれども、住民税非課税の方は、非課税と思われる方という表現になりますけれども、1,381人の方がございまして、そちらのほうに税務課のほうから、該当となると思われるので申請をしてくださいという通知をおあげしております。

それから、子育て世帯の関係でございますけれども、ゼロ歳から3歳半未満のお子さんを持つ、子育ての世帯主となりますので、65人ということで御案内を差し上げております。

それから、取扱店の関係でございますけれども、前回のプレミアム付商品券、平成27年度に行っておりますが、その際には81店舗の登録がございました。今回、商工会さんのほうで、取扱店の公募を行っております。商工会の会員の方々には直接通知をしたようでございますし、そのほかにホームページとか新聞で公募をしたところ、今回の取扱店は47店舗というふうになっております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） そうしますと対象者は1,400幾らかと、こういうふうな形でございますね。それで、47店舗ということですが、今回は、これ国の政策ですので、町では何ともならないと思うんですが、いわゆる住民税の非課税世帯の方々が、みずからが申請をしなければいけないというふうな、少し配慮にですね、欠けたような国の政策になっているなと私は感じます。これ国の政策ですから何ともならないというわけですが、今後ですね、町とかそちらのほうからも、もう少しですね、配慮をするような形での制度をこれから、制度設計をしていくように、ぜひ要望していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） すみません、ちょっと訂正お願いいたします。先ほど私、間違って答弁させていただきました。

非課税者が1,316人です。申しわけございません。3歳未満が65人で、合わせて1,381人ございました。すみません、訂正をお願いいたします。

今おっしゃいましたとおり、その該当となると思われる方々に通知を差し上げて、自分で判断をなさって申請に来ていただいて、それから、うちのほうから購入案内をもう一回して、それから販売というふうになるわけですけれども、我々やっている立場のほうも、同じ思いをしながら仕事をしているわけですけれども、かなり事務量がふえることによって、今年度の事務量ふえておりますけれども、なかなかそれが、国のほうに要望する機会もないわけでございますけれども、最終的な何か評価をするようなものがありましたらば、うちのほうからそういう感想といいますか、現状といいますか、そういった部分での報告をしたいなというふうに思っております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 私のほうからは、国策とは言いながら、町の事業としてやっておりますので、事業効果についてお伺いしたいと思いますが、2点です。

1つは、利用する人。それから、地域にとっての事業効果をどのような形で見ているのか、予想しているのか、期待しているのかを伺います。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 効果というお話でございますけれども、まず、人につきましては、今回の趣旨でありますとおり、低所得者、あるいは子育て世帯の消費に与える影響を下支えするのだということでございますので、これをやることによって、そういう部分での影響と申しますか、支援ということが出来るんじゃないかなというふうに思っております。

それから、地域におきましてですけれども、地域の中でも今回これをやることによって、実際の利益が高いか低いかなという問題はあられるかもしれませんが、お金自体は地域で回ることがありますので、前回の平成27年度でいえば、2,700万円ほどのお金が町内で回っていることとなります。今回は、仮に全員が申請をして、全員が商品券を使ったとすれば、庁内で3,000万円を超えるようなお金が地域内で回ることとなりますので、そういった部分での経済の効果というのはあるのかなというふうに捉えております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関

し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第1号

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、本年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、以下の16の条例について、一括して一部改正をしようとするものであります。

改正の内容は、消費税率の引き上げに伴い、使用料等を改正しようとするものであります。対照表により御説明いたします。

第1条は、住田町簡易水道事業給水条例の一部改正であります。

第22条の料金、第28条の手数料について、左側、改正前の表の下線部を右側の改正後の表の下線部の率及び料金に改めようとするものであります。

次に、2ページ目にかけての第2条であります。

第2条は、住田町立学校施設使用条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第3条であります。

第3条は、住田町公民館設置条例の一部改正であります。

同じく、別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第4条であります。3ページをごらんください。

第4条は、道路占用料徴収条例の一部改正であります。

別表、備考9の率について、改正前下線部の率を改正後の下線部の率に改めようとするものであります。

次に、第5条であります。

第5条は、住田町死亡獣畜取扱場設置管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各畜種区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、4ページ目にかけての第6条であります。

第6条は、運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、8ページ目にかけての第7条であります。

第7条は、農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第8条であります。8ページをごらんください。

第8条は、住田町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の利用者区分ごとの入館料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第9条であります。

第9条は、町営住宅等集合浄化槽使用料条例の一部改正であります。

第5条の改正前下線部の率を改正後の下線部の率に改めようとするものであります。

次に、9ページ目にかけての第10条であります。

第10条は、住田町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、11ページ目にかけての第11条であります。

第11条は、住田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表1、社会体育館及び別表2、生涯スポーツセンターの各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

各別表下段の備考3については、字句の整理であります。

次に、12ページ目にかけての第12条は、下水道条例の一部改正であります。

第33条の改正前下線部の率を改正後の下線部の率に改めようとするものであります。

次に、第13条であります。12ページをごらんください。

第13条は、道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正であります。

第10条第3項について、改正後の下線部の率にしようとするものであります。

次に、13ページにかけての第14条は、住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表1、別表2の各利用者区分ごとの使用料及び別表3の広告等放送料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

次に、第15条であります。13ページをごらんください。

第15条は、住田町役場庁舎町民ホールの使用に関する条例の一部改正であります。

別表中の使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

次に、第16条であります。

第16条は、住田町木工館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

次に、附則でございますが、第1は、施行期日であります。

施行期日を令和元年10月1日と定めようとするものであります。

第2は、経過措置であります。

第2条、第3条、第5条から第8条、第10条、第11条、第15条、第16条の改正後の使用料につきましては、施行日以降の使用について適用し、同日以前の使用は、従前のとおりとしようとするものです。

第3から第5は、この条例施行の日前から継続している水道、合併浄化槽、下水道の使用料で、令和元年10月31日までの間に確定した使用料については、従前のとおりにしようとするものであります。

第6は、住田町地域情報通信基盤施設の使用料の前納額についての経過措置で、差額の納付について定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 私は、10月1日からの消費税の増税に関しては、今でも基本的には賛成できない立場であります。国では、軽減税率とか複数税率によって、その対応をということでありますが、しかし、今現在の状況を見るにつけ、物価上昇や郵便、電気料などの公共料金も引き上げになってきております。また、商店など業者も、その対応に混乱していると。何よりも私たち生活者の負担が大きくなるということで、町民の生活困窮に結びつかなければならないというふうなことが心配されます。

しかしながら、きょう提案のあった関係条例の整備に関しては、平成30年度の決算で見ると、町の消費税の負担は、簡易水道で346万円、それから、下水道で75万9,000円ほどありましたが、これが8%から10%になった場合に、町負担の金額がどのようになるか、その点をお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 消費税につきましては、水道使用料、下水道使用料ということで、住民の皆様から預かっているものでございます。それにつきまして一旦預かるんですけども、下水道、水道の維持管理に必要な消費税分、これを町において、歳出時に支払うこととなります。その差額が国に納める消費税ということになります。

実際に、まだ事業が確定していない状況で、歳出の消費税額も確定はしておりませんが、通常の歳出の状況だいたしますと、水道使用料のほうは40万円程度、下水道使用料のほうは20万円程度多くなるのかなと見込んでございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 次に、全体に通しての消費税、この町で条例改正をする公共料金の引き上げを見込まなかった場合に、町として財政上に及ぼす影響というものをどのように捉えているかと。そのようなことを考えれば今回の関係条例の整備は、消費税が増額になることへの対応で、やむを得ないと判断せざるを得ないと思うことから、その点のところをお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 今回の関係条例で一般会計のみですけれども、消費税の増額は10月以降、今年度分で約66万円、年間にすると132万円でございます。関係する施設の維持管理費に係る消費税分の増額が半年で約400万円、年間800万円でございます。仮に消費税分を増額しないで、施設の管理に消費税が付加されるというような状況になる

と、住田町の財政負担は約1,000万円、年間1,000万円ということになります。

受益と負担の原則から考えましても、後年度負担がふえるような状況は、今後の財政運営にも大きく影響されると思いますので、国の消費税増税の改正に伴い、町としても改正をしたいというものでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文に沿って御説明をいたします。

条例第2条中の対象となる期間の終期を「平成31年3月31日まで」を「令和3年3月31日まで」に改正し、2年間の期間延長を行うものであります。

附則につきましては、今年度、平成31年4月1日からの適用を定めるものであり、今年度に新設または増設された施設、設備等についても適用させるための経過措置を定義するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） この固定資産税の過疎地域の特例といいますかね、免除規定ですが、今までに免除の該当例というのは、どのようなものが町内ではあったのか。免除された固定資産税額というのは、地方交付税額として国から町に補填されるものなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 過去の事例ということでございますけれども、手元にある資料が過去3年分ということしかございませんので、それで説明をさせていただきます。

平成29年度には4件。平成30年度も同じく4件。件数でいきますと4件になりますけれども、その細かい内訳等については、家屋とか償却資産ということで把握をしてございます。

それから、今回の課税免除した場合の交付税措置でございますけれども、地方公共団体の減収分について国のほうで、普通交付税で補填するという制度になってございます。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 町の減収分は国のほうから来るということで、わかりました。

それで、この設備金額というものには、上限は設定されていないのか。あるいは、木工団地等で今、今年度も機械設備等の更新をやったわけですが、そういう固定資産税も、この国の制度によって免除されるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 今回の対象となるものにつきましては、上限につきましては設定されておりません。ただし、下限のほうが設定されておりまして、2,700万円を超えるものというふうに定義してございます。ですから、2,700万円以下のものについては対象とならないということでございます。

それから、具体的なものにつきましては、申請が上がった段階で、こちらで審査するということでございますので、実際にこういったものが対象となるのかどうかについては、申請書を確認した上でないと判断ができないということでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第3号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第3号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第4号）
について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,349万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,816万円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入をごらんください。

9款地方特例交付金1,000円の減は、子ども・子育て支援臨時交付金の減によるものであります。

10款地方交付税3億3,496万7,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。

14款国庫支出金739万3,000円の増は、子ども・子育て支援事業費補助金の計上によるものであります。

15款県支出金2,000円の減は、環境保全型農業直接支払交付金3万4,000円の増、農林業センサス委託金3万6,000円の減によるものであります。

18款繰入金3億9,607万円の減は、財政調整基金繰入金3億9,600万円、減債基金繰入金7万円の減によるものであります。

19款繰越金9,773万3,000円の増は、前年度繰越金の増によるものであります。

20款諸収入35万3,000円の増は、国道340号整備工事補償費の計上によるものであります。

21款町債3,087万8,000円の減は、臨時財政対策債の減によるものであります。
続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出をごらんください。

2款総務費11万4,000円の増は、臨時職員賃金220万4,000円の増、非常勤職員報酬56万2,000円の減が主なものであります。

3款民生費505万9,000円の増は、障害者自立支援医療費過年度国県負担金返還金

325万6,000円、子ども・子育て支援システム改修委託料の計上が主なものであります。

4款衛生費30万4,000円の増は、養育医療扶功費30万円の増が主なものであります。

6款農林業費294万5,000円の増は、公認会計士委託料の計上が主なものであります。

7款商工費136万2,000円の増は、若者職場定着奨励金100万円の増が主なものであります。

8款土木費255万5,000円の増は、町営住宅解体工事費の計上によるものであります。

10款教育費149万9,000円の増は、スクールバス臨時運行委託料57万7,000円、費用弁償39万5,000円の増が主なものであります。

12款公債費84万6,000円の減は、臨時財政対策債に係る利子110万9,000円の減が主なものであります。

14款予備費50万3,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は、変更であります。

臨時財政対策債を3,087万8,000円減額し、8,772万2,000円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） 2点、伺います。

1点目、12ページ、歳出、3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費の13節委託料、プラス596万7,000円について伺います。

子ども・子育て支援システム改修委託料と説明がありますが、もう少し具体的に、どのような内容なのでしょうか。

2点目、13ページ、8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費の15節工事請負費、町

営住宅解体工事費、プラス255万5,000円について伺います。これは、どこで何件分でしょうか。最初に、そこを確認しておきたいと思います。

3点目、同じ項目の計6,949万2,000円について伺います。これは、2階建て町営住宅の雨漏り補修が多く含まれていると思いますが、補修済み、補修中、補修予定を含め、町内に全部で何棟ぐらいあるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 私のほうからは、民生費の子ども・子育て支援システム改修委託料についてお答えいたします。

これは、国の保育料無償化に対応したシステム改修であります。全国一斉の改修ということで、補助は今年度のみが、国から補助が来るということでありまして。改修は必須であります。本町は、既に保育料無料化、3歳以上の保育料は無料化しているところでありまして、国のそういった全国一斉の動きに対応した改修であります。

それから、この改修費、委託料につきましては、歳入のほうで、歳入14款の国庫補助金ということで10分の10ということで全て、これによって補助が行われるという予定であります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 町営住宅の解体工事費でございますが、どこで何件かという御質問だったと思います。

解体工事費につきましては、中上団地2棟分でございます。

あと、御質問の6,949万2,000円の部分ですけれども、これにつきましては、住宅管理費全体の予算ということございまして、外壁改修の予算の部分も含んでおりますけれども、住宅管理費全体の予算ということでございます。

○議長（菊池 孝君） 荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） 6,949万2,000円のことなんですけれども、この住宅の2階建ての補修についても含まれているということなので伺いますが、それ一棟一棟、違うケースなんだと思うんですが、あるケースを5棟で計算してみますと、1棟当たり123万円ぐらいだったんですけれども、何棟ぐらい全部で、2階建てで補修した、または補修中とかというのがあるんでしょうか。何棟という、今、2階建てで補修中、補修済み、補修予定のやつがどのぐらいあるのか、それを伺いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

ほか、ございますか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 1番議員が質問しました子ども・子育て支援事業補助金の関係で、国の無償化に伴う対応ということの中身について、確認をさせていただきます。

国では、保育料無償化ということで今年度に限ってということではありますが、その中身を見ると、全国での対応でも混乱しているのでは、給食費や副食費は含まないということが進んでいるようでありますが、町内の場合、無料化では、それらも含めて無料となっていたと思うんですが、国からの指示でペナルティーとか、対応で混乱を起こすようなことにはなっていないのかどうか、そこを確認させていただきます。

あるいは、あわせて、副食費等の支払いができなかった場合は、児童手当から引き落とすというふうな、本来の子ども・子育て支援の狙いからかけ離れた矛盾が生まれておりますけれども、今回この事業を行うに当たって、そういう事態は想定されないかどうか、そこを確認させていただきます。

2つ目は、13ページの7款商工費の商工振興費で、19節の負担・補助金、若者職場定着奨励金が100万円増額になりました。この時期に補正されるということは、春の若者の就職が町内に定着するという事で喜ばしいことではありますが、この対象になる職場は、どういった職場であったのか、確認をさせていただきます。

3点目は、14ページの10款教育費の中の公民館費で、8節の報償費、これは上有住地区公民館の設計に当たって、プロポーザルを取り組むということであると思うんですけども、その対応だと思うんですけども、この審査委員のメンバー、これまでも地域から、地域の利用者や地域の代表を含めて対応してほしいというふうなことがありましたけれども、そのメンバーはどのようになっているか。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） それでは、1点目の保育料無償化、そして、その副食費についてありますが、本町におきましては国に先駆けて、3歳児以上の保育料無料にしております。その中で給食の副食費についても、無償化ということで進めてきたところでありまして。国においては、今回は、給食の副食費は保護者負担ということではありますが、本町では引き続き、これまでどおり給食費、副食費も含めた無償化を続けていくところでありまして。

国からのペナルティーとかというのは今のところ、ない見込みとなっております。

ということで保育料自体は、3歳児以上は発生しないところではありますが、2歳児以下につきましては、保育料をいただいているところでありまして、その中に副食費も含まれて、いただいているところでありまして。子ども・子育てのほうのお金を使っての保育料というところの部分では、滞納があった場合には、その滞納のあった方と相談しながら進めているところでありまして。今のところは、ないところでありまして。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 私からは、若者職場定着奨励金についてお答えさせていただきます。

この春といいますか、一年間の就職期間が必要ですので、一昨年前の就職が多かったということではなくて、申請漏れの気づきが多かったために今回増加をしております。

どういう職種かというようなことでございましたけれども、畜産関係の会社、それから、食品加工の会社が多くを占めているという状況であります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 3点目の上有住地区公民館プロポーザルの審査委員についてお答えいたします。

まず、ここの補正予算で対応する分は学識経験者ということで、遠方から来ていただく委員の方々の費用ということになりますが、今回この3人の学識経験者につきましては、本町のデザイン会議等でも、その委員を務めていらっしゃる大月東大教授、それから、柴田福岡大教授、それから、ナグモデザイン事務所代表の南雲さんをお願いするものであります。それから、ほかに地元からということで上有住地区公民館長、それから有住小学校の校長、それと、教育長と私と合計7名でプロポーザルの審査委員ということで進めたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 若者職場定着奨励金の関係で再度質問いたしますが、気づきということで追加があったということではありますが、この対象者の住民が既に町内に住所を有している者、あるいは町外から移住して来ている者、それらの内訳がわかれば、お伺いいたします。

次に、プロポーザルの審査委員会、このメンバーを確認して、今、公共施設をつくる場合に、女性の意見というのが極めて大切で、特に長く使う場合に女性とか、集会施設、あるいは調理室とかというもので、将来長く活動に利用されると思われる施設のことを考えると、女性の意見を大事にするべきではないかと思うわけで、ぜひ地区内の女性の委員の選考を検討なさったらいいのではないかというのが第1点です。

あと、2つ目、地区公民館の建設にかかわって経験したのは、五葉と下有住の地区公民館の建設にかかわって、地域住民との相談ということで取り組んだ経過がありますが、最終的には、地域のさまざまな提案があっても予算の範囲内ということで、施設の内容や規模を縮小されてきた経過があるわけですが、今回、プロポーザルで取り組む場合に予算とアイデアと、どのように整合性を持って対応する考えか、その点を伺います。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 町内出身か町外かということでございますが、詳しくはちょっと今、手元に資料がございませんけれども、もちろん現在は住田町に住んでいらっしゃいます、多くは町内出身の方でございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） プロポーザルの委員について、女性委員を登用をということではありますが、この7名で進めて、10月には設計業務の開始に入れるようにということを進めているところであります。地元の代表ということで、上有住地区公民館長に入ってくださいとありますので、その委員を通して女性の意見をまとめていきたいなというふうには捉えております。

それから、その予算の範囲とプロポーザルの提案との整合ということではありますが、これまでも何回か、地元の方々と意見交換をした中で、必要だろうというところは、ぜひ提案の中にも、そこは確認して進めていきたいと思っておりますので、どうしても最終的には予算ということはあるわけではあります、できるだけ今までいただいた意見に沿うように進め

ていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 最後の上有住公民館の建設にかかわるプロポーザルの審査委員のことではありますが、地域の女性の方々の声は地区公民館長を通じてということのようではありますが、実は、女性議会、開いたのを御存じですよ。そのときの1つのテーマに、上有住地区公民館の建設やあり方を1つのテーマで取り上げた。それほど地域における、これからの公共施設の取り組みを考えている方々が多い。とりわけ女性に多いと思うわけであります。私は、地区公民館の館長にこだわるのであれば、むしろ女性の代表を地区の代表で選ぶぐらいの決断をしてもいいのではないかと思います。その点のところを再度確認させていただいて、そうでないと今、小さな拠点づくりで取り組んでいる重要な施設にもなるわけありますから、もう一度、これから加えてもいいのではないかと思います。委員の増員に当たった補正が出たら賛同しますので、均等方いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 女性ということでは、有住小学校の校長先生が入っているわけがあります。ただ、学校という施設が主なところ、学校との関係というところが大きいところではあります。そういった御意見を少し念頭に置きながら進めていきたいなというふうには考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 2点について伺いたします。

13ページの6款農林業、林業総務費の委託料、公認会計士委託料300万円について伺いたします。

これは、木工2事業体の財務諸表の分析に関する委託料ということだというふうに認識を

いたしておりますが、この300万円というのは、さらに町で公認会計士を頼んで、その木工2事業体のほうで頼んだ公認会計士の結果、分析が正しいかどうかということ、精査をするということだというふうに理解をいたしますが、これはどういう算定根拠により、委託料300万円を計上したのか、お伺いをいたします。

それから、2点目です。

14ページ、先ほどから上有住地区公民館のプロポーザルについて質問がありましたが、いずれ、長い間、上有住地区公民館の改築をということで地元の意見のほう、要望を酌み取っていただき、今回このような形になっているということにまず感謝を申し上げます。

それで、先ほども、6番議員のほうからも、建築する際の前提の状態での審査委員の選定についてですね、女性の方々の意見も反映できるようにということで、女性議会の中でも議論されたわけでございますが、いずれ、この件は、ぜひ広く女性、あるいは若い人たちの意見を酌み取る形を何とかつくっていただきたいというふうに思います。

プロポーザルの中身の中に設計計画上の留意事項として、有住小学校農園は、移設は可能とするが、代替地を確保すること。プロポーザルの目的の中でも、小学校そのものがなくなる可能性を見込むとしているように、そういうふうな表現がございます。

その学校農園のところは、今後のことを考えますと、周辺にも遊休農地がいっぱいありまして、代替地は可能かと思いますが、いずれ、今、小学校5年生ですか、たたら製鉄の体験なども、そこでやっているわけですので、ぜひその場をですね、屋外の交流の広場として使えるような形で検討していただければと思います。

2点、お伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、公認会計士の委託料という部分でお答えさせていただきます。

算定の根拠ということでもありますけれども、他の例、情報等を参考に、この金額として、2事業体で、この金額以内で実施したいというふうに考えて、計上させていただきました。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 小学校農園の代替の場所ということで御提案を今、プロポーザルのほうの提案等も受けているところであります。その中で、たたら体験ということで進めてきておりますので、そういった場合は、あることを確認しながら、こちらとしても進めたい

というふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 300万円の計上は、他の例を見ながらということでございます。

町長にお尋ねいたします。

この結論は今、木工2事業体の公認会計士さん、今入って、やっているわけですが、その結論、分析の結果がこの9月末に、町のほうに出されるということで、それから町の公認会計士がまた改めて精査をするということですが、町長は、この木工2事業体の公認会計士の分析結果を町であるとか、議会のほうに説明をされると思うんですが、その後ですね、町長は、全体としての結論をですね、今年度中に出そうというふうに考えているのかどうか、お尋ねいたします。

それから、上有住地区公民館、学校農園の部分については、たたら製鉄とのありますが、屋外の交流の場ということで、ぜひお願いをしたいと思います。

もう一つですね、父兄の方々といいですか、生徒の方々、一般の方々もそうなんですが、今、世田米地区と有住地区の格差があるんじゃないかと。その格差というのが何かというと、例えば具体的に言うと、世田米地区の皆さんは、役場には交流プラザとかある、あそこで新聞とか、あるいはテレビも見れます。まち家世田米駅もあります。あそこで子供たちも学習したりとか、夜9時ぐらいまでですね。自由にあそこで待ち合わせもできるわけですね。

ところが、有住地区にはそういうところがないということ、話をされるんですね。生徒たちが特に、そのことも感じていて、確かに農協さんの有住支店もなくなりまして、立ち寄るところが有住地区は本当に少なくなっているんですね。

そういう意味で、今回、上有住地区公民館を改築するに当たっては、玄関から入って土足でいいですから、脇に8畳ぐらいのスペースのですね、交流できる、あるいは待ち合いをできる、気軽にできるような場所をぜひ確保してほしいのです。これは小さな拠点づくりに、本当に資することだと思いますので、企画財政課長もぜひ後押しをしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 上有住地区公民館のほうの交流スペースということですが、地区での説明会の際にも、そういった御意見をいただきましたので、プロポーザルの御提案をいただく際は、それも含めた形で提案いただくようにということで進めているところであ

ります。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 最初の御質問に関してでございますけれども、9月末には2事業体からですね、取り組みや方針等々含めて、こちらに回答があるものというふうに考えております。その分析結果等々についても当方としてですね、当然、公認会計士さんに見ていただきながら、中身等々を弁護士も交えて御指導いただいて、副町長も言っているとおりですね、対策チーム、そして議員の皆さんと、その内容について精査、協議しながら、なるべく早く解決を図りたいというふうに思っています。

ただ、いずれ、相手もあることですので、一方的な予定は立ちませんので、そういう部分では、その中身等を見ながらですね、進めたいと。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 町長が慎重になるというのはよく理解できますが、この問題はずっとですね、もう長く長くやってきているということで、やはりここは思い切った決断のときが必要なんだろうというふうに思いますので、町長が決断をされてですね、議会のほうに判断を求めるといふような機会をぜひつくっていただきますよう要望しておきます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ、プロポーザルの件でございます。

これ、建物というのは大体3つに分かれるんだけど、RC構造とSRCと、そして木造というふうなのに、大体3つに分かれるんだと思うんですが、木造で建てるんでしょうね。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議員御質問のとおり、木造で進めたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 木造というふうなことを聞いて、ちょっと安心しました。

建物そのもの、どの家でもそうなんです、要するに玄関が顔なんです、玄関が。今の庁舎のような、割り箸みたいな玄関では話にならないわけだよ。木造、森林林業日本一を目指すというようなことでね。今度はね、上有住地区でね、木造、木はふんだんにありますので、そういう風な目（視点）を、玄関が顔だと。

それと、あと、女性の考え方を入れたほうがいいということは何かといえば、2つあると思うんですよ。まず、トイレをどういうふうな形でつくるか。先般、我々住田町議会は平泉

のほうで、南部のほうで講演ありまして、青木町長に平泉の道の駅のところのトイレを見せてもらいました。ちょうどそこがね、ふだんの道の駅のトイレより、女性のトイレが大きいんだよ、大きい。だから、そういうふうなことも踏まえながら、一番汚いところを一番きれいにするというふうな考え方のプロポーザルで行ってほしいと思います。

それと、もう一つね、一番、今後考えていってほしいのは、調理室もあると思うんですが、これね、電磁調理器に今、変えようとしている傾向が各家庭にあるんだけどね、電磁というのは、すごいわ。放射能を発しているんだよ。これ、とんでもない放射能を発しているんだよ。だから、そういうふうな危険なもの設備を設置しないような、要するに御意見などをやりながらやってほしいなど、そういうふうに思いますが、いかがでございますか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議員おっしゃる部分もあると思いますので、ぜひ参考とさせていただきます。

それから、トイレ等につきましても今後、女性の方々の御意見を吸い上げながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） それでは、1点だけ、確認も含めて質問をさせていただきます。

13ページです。1番議員が聞いた部分なんですけど、8款の土木費の中の住宅管理費の中の解体にかかわることです。町としての方針を確認したいというふうに思います。

今回については2棟ということで、転居といいますか、あいた関係での解体というふうになっていますけれども、あの手の住宅は全て、今回と同じような形でもって、順次解体という方向で行くのかどうかの確認しておきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 古い住宅の解体の部分につきましては、そのような考えで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） そうすると町内全て、その考えでいいということによろしいですね。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 町内全てということではございませんで、建築年数に応じた対応

をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第4号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第4号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,557万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,493万7,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

詳細は、3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

3款1項県補助金1,785万5,000円の増は、市町村事務処理標準システム導入に係る特別調整交付金の増であります。

5款1項他会計繰入金724万3,000円の減は、一般会計繰入金の減であります。

6款1項繰越金5,496万円の増は、前年度繰越金5,168万8,000円の増と普通交付金繰越金327万2,000円の増であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款1項総務管理費1,061万2,000円の増は、市町村事務処理標準システム導入に係る国民健康保険電算委託料の増であります。

3款1項国民健康保険事業費納付金、医療給付費分5,013万8,000円の増は、一般被保険者医療給付費分納付金の増であります。

8款1項償還金及び還付加算金482万2,000円の増は、一般被保険者国保税過誤納還付金150万円の増と普通交付金に係る返還金327万2,000円の増が主なものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第5号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第5号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,088万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表により、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

初めに、第1表、歳入歳出予算補正について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2.歳入をご覧ください。

5款繰越金1,902万1,000円の増は、前年度繰越金の増によるものであります。

6款諸収入2,193万5,000円の増は、昭和橋右岸配水管等布設替実施設計業務委託補償費359万8,000円の増、上有住地区配水管移設工事補償費1,833万7,000円の増によるものであります。

7款町債20万円の増は、法適用推進事業の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は、5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3.歳出をご覧ください。

1款簡易水道費4,115万6,000円の増は、昭和橋右岸配水管等布設替実施設計業

務委託料 359万9,000円の増、固定資産調査評価等移行業務委託料 25万4,000円の増、上有住地区配水管移設工事補償費 3,667万4,000円の増、水道施設整備基金積立金 62万9,000円の増によるものであります。

次に、第2表、地方債の補正について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

今回の補正は、変更でございます。

法適用推進事業について限度額を20万円増額し、1,390万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては記載のとおりであり、補正前と同じであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第6号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第6号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,748万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表により、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

初めに、第1表、歳入歳出予算補正について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2.歳入をご覧ください。

5款繰越金193万1,000円の増は、前年度繰越金の増によるものであります。

6款諸収入663万1,000円の増は、昭和橋右岸配水管等布設替実施設計業務委託補償費の増によるものであります。

7款町債10万円の増は、法適用推進事業の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3.歳出をご覧ください。

1款下水道費866万2,000円の増は、職員手当等71万7,000円の増、修繕料100万円の増、昭和橋右岸配水管等布設替実施設計業務委託料、固定資産調査評価等移行業務委託料663万1,000円の増が主なものでございます。

次に、第2表、地方債の補正について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

今回の補正は、変更でございます。

変更は、法適用推進事業について限度額を10万円増額し、730万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては記載のとおりであり、補正前と同じであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第7号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第7号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,192万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億955万3,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を4ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

4ページをお開き願います。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2.歳入をご覧ください。

7款繰入金、2項基金繰入金30万円の減は、介護給付費準備基金繰入金の減であります。

8款繰越金、1項繰越金3,222万3,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は、同じく7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3.歳出をご覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金2,395万5,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増であります。

7款諸支出金、1項償還金、利子及び割引料796万8,000円の増は、返還金の確定による766万8,000円の増と第1号被保険者保険料還付金30万円の増であります。

続きまして、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、2.歳入をご覧ください。

2款繰越金、1項繰越金170万6,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は、同じく12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、3.歳出をご覧ください。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費170万6,000円の増は、ケアマネジメント業務委託料の増であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第8号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第8号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,097万6,000円にしようと

するものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

4款、1項繰越金11万8,000円の増は、平成30年度実績確定による前年度繰越金の増であります。

次に、歳出について御説明いたします。

3款、1項償還金及び還付加算金11万8,000円の増は、保険料還付金の増であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（菊池 孝君） 日程第10、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

財産を取得する目的は、現在、有住小学校、有住中学校の通学に使用している平成13年取得のスクールバスが、車体の老朽化が進み、たびたび故障が発生し、修理を行っていることから、今回購入することによって、児童生徒の安全で円滑な通学の確保を図ろうとするものであります。

取得する財産は、スクールバス1台、取得予定価格は722万2,519円であります。

取得の方法は買い入れ、相手方は、岩手県大船渡市猪川町字久名畑4番地92 岩手三菱ふそう自動車販売株式会社 大船渡営業所、所長 新沼祐広であります。

納車は、令和元年12月27日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） スクールバスの改めての財産取得ということで、まず、今まで大変苦労しておりましたので、まず感謝を申し上げたいと思いますが、そこで、今回のスクールバスの設備の確認をさせていただきます。

当然、今までエアコンがなかったのですが、エアコンが備わっていると思いますし、2点目は、後部の乗降灯がついているのか。

3点目は、カーテンが備わっているのか。

4点目は、パワーヒーター、要するにヒーター窯というものです、これが備わっているのか。

5点目は、路肩灯が備わっているのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） エアコン、パワーヒーター、乗降灯、カーテン、それから路肩灯ということでございますが、エアコン、乗降灯、パワーヒーター、カーテンについては特別仕様、それから標準装備で、装備という予定となっております。

それから、路肩灯につきましては特別装備であるわけですが、ただ、この特別装備の路肩灯は暗いということでもありますので、そこは委託する住田交運とも相談しながら、後で、より明るいものをつける予定としているところでもあります。

以上です。

失礼しました。パワーヒーターもついております。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） ありがとうございます。最近、カーテンとかですね、スポーツ大会があると、車内で着がえをするということも結構あるんだそうですね。

先ほどの、あとついていない、これからということですが、路肩灯については明るいものということですから、これから時期的に暗くなっていきますので、カーブを切ったときに後輪のタイヤのところがよく見えないとか、タイヤ交換をする場合もありますので、ぜひ備えていただきたいと思います。

それで、これからの今後の、まず皆さんのほうに対処の要望でございますが、購入予定車両のカタログ等をですね、事前に見せていただければ、いろんな事前相談ができるのじゃないかなという現場の声もございます。ぜひ今後、事前に現場との声も調整をしていただければ、ありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 一応、必要装備等は現場ということではありますが、住田交運と協議しながら進めているところであります。

また、今回の車両につきましては、現在モデルチェンジということで、カタログがまだできていない状況であります。ただ、書面では、こういった装備がありますよということ自動車会社から事前にいただいて、その上で協議し、装備等は決定しているところであります。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

1番、荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） スクールバスの取得について、1点伺います。

盛岡市では、2012年よりスクールバス8路線中2路線で混乗、まぜて乗る、生徒と一

緒に地域の人も利用するというを導入しているそうです。

決算審査のときも言いましたが、被災地特例も来年で終わります。この際、スクールバス混乗について検討してみてもいかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） スクールバスにつきましては、児童生徒送迎用ということで、国からもそういうことで交付金等をいただいておりますので、条件から外れると、その交付金がなくなるということになりますし、それから、本町につきましては、公共交通機関というのは大事であります。これ以上利用者が減ると、公共交通機関そのものがなくなるということになりますので、スクールバスはスクールバスで運行してまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） いいですか。ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（菊池 孝君） 日程第11、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

財産を取得する目的は、現在使用している学校給食センター厨房備品のうち、耐用年数を経過し経年劣化により、その性能の低下が見られるものについて更新し、安全・安心な学校給食の提供の確保を図るものです。

取得する財産は、学校給食センター厨房備品一式、備品の内容は、別記物品調書の厨房備品であります。

取得予定価格は、980万6,400円であります。

取得の方法は買い入れ、相手方は、岩手県盛岡市津志田南2丁目2番38号 株式会社中西製作所 盛岡営業所、所長 及川勇哉であります。

納入期限は、令和元年9月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ、2ページになるのかな、物品調達の金額は、これは入れられないものなのですか。それだけ。

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 御質問であります。財産取得に関し入札を一式ということで行っておりますので、一式の取得予定価格の表示となるものであります。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） じゃあ、入札業者というのは何社ぐらいで入札したんですか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 入札参加業者は8社であります。

○議長（菊池 孝君） そのほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（菊池 孝君） 日程第12、議案第11号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第11号 町道路線の認定に関し議決を求めることについての提案理由を御説明いたします。

今回、町道認定をしようとする路線は、路線名 高屋敷線、起点 住田町世田米字高屋敷38番3地先から、終点 住田町世田米字高屋敷28番地先までの延長135.4メートル

の道路で、国道397号及び法定外公共物に接続する道路であります。

路線図をごらん願います。

赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、矢印が終点をあらわしております。

この路線は、起点が国道397号に、終点が法定外公共物に、それぞれ接続し、沿線には住居戸数が3戸以上の集落を形成し、相互に連絡する道路であることから、新たに町道として認定し管理するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（菊池 孝君） 日程第13、議案第12号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第12号 町道路線の認定に関し議決を求めることについての提案理由を御説明いたします。

今回、町道認定をしようとする路線は、路線名 環川線、起点 住田町世田米字高屋敷1番1地先から、終点 住田町世田米字津付54番1地先までの延長1,682.0メートルの道路で、国道397号及び町道津付落合線に接続する道路であります。

路線図をごらん願います。

赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、矢印が終点をあらわしております。

この路線は、起点が国道397号に、終点が町道津付落合線に、それぞれ接続し、沿線には住居戸数が3戸以上の集落を形成し、相互に連絡する道路であることから、新たに町道として認定し管理するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） この新しく環川線ということで町道認定が出たわけですが、現在は、新しい397号線ができて、この町道の認定の部分はなかなか、余り使う機会が少なくなってきたと思いますが、町道ですから除雪は当然なされると思いますが、除雪の例えば順番とすれば、津付の集落があるほうが優先的に行って、次が今回の環川線というふうな形で考えるかなと思いますが、どのように除雪については考えているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 現段階では、きちんとした除雪の順番というところまでは定めてございませんが、人家の戸数というのは、その目安になるのかなと考えてございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 路線図で確認していますけれども、終点が津付落合ということで、その先にも旧国道の道路があって、改良された国道の最後のトンネルのところに出るようになっておいて、そちら側が閉鎖になっておったと思うんですけれども、今回認定される町道から、その先の管理はどこになるのか、それを確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 閉鎖されている先につきましては、町で移管を受けておりませんので、その移管前ということであれば、県で管理するということになります。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（菊池 孝君） ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第14、認定第1号 平成30年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

決算審査特別委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、林崎幸正君。

〔決算審査特別委員長 林崎幸正君登壇〕

○決算審査特別委員長（林崎幸正君） 決算審査特別委員会委員長、林崎幸正。

令和元年8月30日、本委員会に付託された平成30年度住田町各会計歳入歳出決算の審査の経過と経緯について御報告申し上げます。

本委員会は、8月30日の本会議で設置され、委員長には私、林崎幸正、副委員長には村上薫君が選出されました。

審査年月日及び審査結果については、ただ今、事務局長が朗読したとおりであります。

一般会計における歳入は、48億3,491万円、主なものは、地方交付税、町債、地方交付税は構成比率51.88%を占めており、依存度が高く、影響が大きいことから、常に情報収集に努め、中・長期の見通しを立てながら財政運営に当たっていただきたい。

主な自主財源の町税は徴収率96.64%で、1,806万円が収入未済みとなっております。町民税、固定資産税とも前年度より徴収率が下がり、滞納繰越額は増額となっている。また、町民の貴重な財産である、立木売払代金の未収金については、総額2億2,584万

円で、平成29年度と同額であり、未収金解消に向け早急な対策を望むものである。

木材産業と同じく、町産業の一翼をなす畜産業の振興を図る耕畜連携、保健医療介護連携による新たな社会資源としての訪問看護ステーション「すみちゃん」の開設、町内小・中学校、住田高校で研究・実践が行われている「地域創造学」や教育コーディネーターによる特色ある教育の推進など、住田の将来を見据えた施策を評価するものであります。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入決算額7億5,525万円、歳出7億29万円となっています。国民健康保険は、平成30年4月から、県が財政運営の責任主体となる新たな制度に移行となりました。今後とも、国のガイドラインや県の運営方針等に留意しながら適切な事務処理に努めていただきたい。また、一人当たりの医療費が、県下でも上位となっていることから、予防対策などを充実し、医療費の抑制策を進めるべきであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、歳入決算額1億9,507万円、歳出は1億7,604万円、下水道事業特別会計では、歳入決算額7,976万円、歳出決算額7,783万円となっています。簡易水道・下水道の各会計については、令和2年度から公営企業会計を導入することとしていることから、公営企業会計移行に向けた事務等について計画的な遂行に努めるとともに、公営企業会計に精通した職員の育成について継続的に取り組まれます。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）では、歳入決算額9億6,854万円、歳出決算額9億3,631万円となっています。保険料は、平成27年度から引き上げられ、今後も介護サービス受給者の増加等により保険料の引き上げが見込まれることから、計画的な財政運営と関係機関との連携強化により、一層の介護予防策が求められます。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額7,241万円、歳出決算額は7,214万円であり、歳出の94.73%は後期高齢者医療広域連合納付金であります。

以上の各会計には、共通して年々増加傾向にある未収金対策が問われています。大きな町政課題であり、収入未済額の縮小、その解消のため、各課総力を挙げた対応を望むものであります。

最後に、決算審査において議論された、今後の主要な町政課題について取り上げます。

1. 木工2事業体に対する総額10億円超の貸付金残金回収について、今9月中に提出される財務諸表の分析結果に基づき、早期に結論を出し、同事業体の再建を図ること。
2. さらなる町の林業振興が期待されるCLT製造工場の町内誘致について、町のより積極的な取り組みを図ること。
3. 他自治体と比較して立ちおけている観光政策について、観光振興計画を策定し、計

画的な観光政策の推進を図ること。

4. 自主財源の確保を図ることが、財政運営の柔軟度につながります。今まで行われていなかった基金の効果的な運用を図ること。

審査の結果、各会計の認定について9月4日、反対討論、賛成討論の後、採決を行い、一般会計、各特別会計とも全員賛成で、いずれの会計についても認定することに決定しました。

決算審査は、歳入としての財源確保と予算が趣旨の目的に従い、適正に効率的な執行をされたか、住民のためにどのような施策を進めたか等々、さまざまな観点から審査を行ったものであります。この審査によって行われた質疑・指摘事項は、町当局の早期・具体的な取り組みと、また、次年度以降の予算編成や執行に生かされ、町民生活の向上につながることを期待するものであります。

審査に当たられました委員並びに町当局の皆さんに感謝を申し上げ、決算審査特別委員会の委員長報告と致します。

○議長（菊池 孝君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、菅野浩正君。

○5番（菅野浩正君） 平成30年度は、神田町政初の予算編成による「支え合う共生の町」を掲げ、未来世代に引き継ぐため将来を見据え、課題解決に取り組んできたことを評価し、平成30年度決算に対し賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、その一つは、開業医が不在でも町民が安心して暮らしていくために、保健・医療・福祉・介護が連携し、新たな社会資源の創出としての訪問看護ステーションの設置を推進し、平成31年4月の開設となっております。

2つ目は、町内の潜在的な素材としての農畜産物を発掘し、ふるさと納税の返礼品など、ビジネスの展開による産業の振興を行っております。

3つ目は、移住・定住促進のための住まい確保に向け、空き家のリフォームによる、まず住んでみてから始める住環境の提供に取り組んでおります。

4つ目は、国民健康保険事業では、国保税の算出方式を見直し、資産割を30%から17.

5%に引き下げ、国保税の負担軽減に対応しております。

5つ目は、学校教育では、文部科学省から指定を受けた研究開発事業である地域創造学に取り組み、幼・小・中・高の連携による当町独自の教育として取り組むとともに、住田高校には教育コーディネーターを配置し、新たな支援策による魅力づくりに努めております。その他、平成30年3月には、大船渡消防署住田分署が川向地区に移転して、役場との一体的な防災拠点となり、水槽付ポンプ自動車の整備など、地域防災力の向上が図られております。

当町の重要課題である木工事業体への貸付金の対応については、未収金回収に向けて、事業体役員との話し合いを進め、事業が存続できるように早期に解決し、経営立て直しを強く望みます。

以上、平成30年度決算に対して所感を述べますとともに各議員の御賛同を、お願いを申し上げます。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号 平成30年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第1号 平成30年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

◎日程第20 委員会調査報告

○議長（菊池 孝君） 日程第20、委員会調査報告を議題とします。

総務教民常任委員長及び産業経済常任委員長並びに広報編集常任委員長から調査報告書が提出されております。

総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長 林崎幸正君。

〔総務教民常任委員長 林崎幸正君登壇〕

○総務教民常任委員長（林崎幸正君） 総務教民常任委員会 委員長、林崎幸正
調査報告書

平成29年12月5日第15回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第77条の規定により、調査結果を報告します。

記

1 調査事項

町民の健康づくり施策について

2 調査の経緯

平成21年4月1日に県立大船渡病院附属住田診療センターの休床化が始まって以来、10年が経過しました。その間、町内では、人口減少や医師の承継問題等から相次ぐ医科医院の閉院、国民健康保険被保険者医療費の高止まりなど、医療・保健・福祉・介護分野におい

て、大変厳しい状況下にあります。

半面、未来かなえ機構によるICTを活用した広域での医療情報の活用や、今年の4月から訪問看護ステーション「すみちゃん」開設など、地域医療資源を生かした新たな動きも見られます。

国による施設から在宅介護の政策転換、人生100年時代の到来など、いかに“健康で生き生きと暮らせる生活”が本人や家族はもとより、町にとって重要であるか、このことを鑑みて、今回、当常任委員会では、「町民の健康づくり施策」を取り上げたものです。

調査においては、町担当課長の参加のもと、保健・福祉・介護関係者との意見交換を実施したほか、先進地の現場視察調査・研修を行ってまいりました。

3 意見交換と視察・研修報告

(1) 町各担当課との情報・意見交換会

町民生活課から「国保に見るデータヘルスをもとにした町民医療費と疾病の状態」、保健福祉課から「医療費削減に向けた保健活動」について情報提供を受けました。1件当たりの医療費は、入院では腎不全の費用額が最も高く、外来でも長期療養となる人工透析が必要なことから、他の疾患と比べ高いこと。特定健診では、男性40歳・50歳代の受診率が低いことが報告されました。

(2) 視察・研修報告

一戸町、九戸村の事例でございます。

一戸町は、地域医療確保のため、町独自で医学奨学資金制度を創設し、ベトナム人の医学奨学生を受け入れています。町中心市街地の遊休地を活用した「医療モール構想」により、公設民営のクリニック整備を進め、平成25年度には病児保育室を併設した小児科クリニック、30年度には眼科クリニックが開業いたしました。なお、町は、経営には関与していません。

九戸村は、各種検診・健康診査受診率向上のため、節目年齢者へ検診無料クーポン券の配布、早朝検診・休日健診の実施や56歳到達者には人間ドック費用料を全額補助しています。また、シルバーリハビリ体操指導者を養成し、5年以内に31行政区全てでサロンを実施する予定とのことでした。

秋田県三種町、藤里町社会福祉協議会の事例でございます。

秋田県は自殺率が全国1位です。三種町の自殺対策について意見交換を行いました。

三種町の過去20年間の自殺者数は212人。男性が女性の2倍以上で、70代が一番多

いとのことです。このため「こころのふれあい相談員」養成講座を修了した受講者の団体によりコーヒースロンを定期的で開催したところ、平成29年度実績は、不登校児童相談58件、一般相談56件となりました。パソコン、スマートフォンでストレスチェックのできる「こころの体温計」（秋田県内5市2町1村で実施）を導入し、自分の心の健康状態を客観的に知る手がかりとしています。また、「NPO法人長信田の森若者就労支援センター」に、子ども・若者育成支援事業を約600万円で委託し、不登校、ひきこもり等の相談窓口開設、学習支援、就労支援、セミナー等の開催を行っています。

藤里町社会福祉協議会とは、地域福祉の可能性に向けた社協の取り組みについて意見交換を行いました。福祉の立場から地方創生を考え、社会的弱者（ひきこもり者、長期不就労者等）でも地方創生の担い手になれる、町民誰でも生涯現役を目指せるまちづくりへの挑戦でした。具体的には、福祉の拠点「こみっと」での就労支援、協働事業、特産品開発や食堂経営、隣接する「くまげら館」では、宿泊可能な自立訓練（生活訓練）事業にも取り組んでいるとのことでした。

横須賀市「セントケア衣笠 看護小規模多機能」の事例。

神奈川県横須賀市にある同施設は、医療と在宅の中間施設として機能を備えています。医療が必要な状態になっても、在宅での生活を望む利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えて、「訪問」「通い」の中で看護サービスを提供しています。いわゆる「アンルス」と宿泊可能な「すみちゃん」を合体したような施設でした。登録者数は29名、通い1日18名、宿泊6名程度であり、現状の課題は、利用者数の確保とスタッフの確保でした。亡くなる方もいるので、待機者を確保しておく必要があること、スタッフの確保は会社間で応援をしてもらっているとのことでした。

4 調査の結果と意見

今回、当常任委員会では、町民の健康づくり施策をテーマに町担当課、先進事例や特徴のある取り組みを行っている県内外の自治体、施設事業所を訪ね、意見交換や現場の視察、研修を行ってきました。

一戸町の医療モール構想は、地域医療の確保はもとより、初期段階での小児科クリニックの開院や旧県立病院跡地取得による子育て世代対象50世帯の住宅提供など、移住・定住政策まで包含する大胆な構想でした。高速交通網が整う中で、医療と住環境を整備・充実させることが子育て世代の人口増につながると言えます。

藤里町社会福祉協議会の事例は、福祉の立場から地方創生を考えるという、支えられる立場

から支える立場に転換する逆転の発想でした。社会的弱者である、ひきこもり者や長期不就労者及び在宅障害者等でも地方創生の担い手になれる、「一つの不幸も見逃さない」のが社協役目とする考え方には、揺るぎない信念と、種々の課題に果敢に挑むすごみを感じたところでございます。

セントケア衣笠では、「アールス」機能と宿泊機能を持った「すみちゃん」が一つの施設であることが理想形だと実感しました。当町の現状に合わせて想定した場合、「とだて」の旧農協畜産会館解体跡地に、宿泊可能な訪問看護機能を持つ施設を併設し、運営は一つの事業体が行うことがスタッフと利用者の確保、ひいては経営安定上理想であると考えます。

以上、今回の調査活動を総括すると、①地域医療は子育て支援や移住・定住、まちづくりの観点から広い視野で捉え、考えること、②福祉事業は、単に支える事業ではなく、自立する人間を発掘し育てる事業でもあること、③指導者の大胆な発想や決断、先を読む力が試されていることを強く感じました。

町民の健康づくりは、町の土台づくりそのものであり、これをなくしては、ほかの行政施策も成り立ちません。町当局にあつては、本常任委員会の所管事務調査の意見を十分尊重され、今後の施策立案や、事業推進に生かしていただくよう期待し、総務教民常任委員会の所管事務調査報告といたします。終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これで、総務教民常任委員長の報告を終わります。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長、菅野浩正君。

[産業経済常任委員長 菅野浩正君登壇]

○産業経済常任委員長（菅野浩正君） 令和元年9月6日 住田町議会議長 菊池 孝 様

産業経済常任委員会 委員長 菅野浩正

調査報告書

平成29年12月5日第15回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第77条の規定により、調査結果を報告いたします。

記

1 調査事項

観光振興について

2 調査の経緯

当町の魅力ある観光資源を生かした観光産業活性化策を、交流人口の拡大、移住定住促進にどうつなげるか。また、町観光協会が提案している観光物産館構想の果たす役割など、当委員会では、観光振興についてを所管事務調査として取り上げたものであります。

調査においては、担当課職員の参加のもと、観光関係者との意見交換会を実施したほか、先進地の視察研修を行ったところであります。

3 視察・研修報告

視察先として、秋田県美郷町・羽後町・小坂町・青森県田舎館村・オガール紫波株式会社

(1) 秋田県美郷町

秋田県美郷町の旧六郷町に平成11年に設立された「六郷まちづくり株式会社」は、町内産野菜や農畜産物の加工品の販売、湧水を使用したサイダーの製造販売、レストラン経営、酒蔵を改修したホールでの各種イベント等の企画開催、水と酒をテーマにした学習施設の管理運営等、幅広く事業を展開しています。

この取り組みは、地域の貴重な資源である「清水」に着目し、これを最大限に生かすために、点から線へ、線から面へとまちづくりの活動の幅を広げていること、観光を主眼とした拠点と町の人々の集いを主眼とした拠点を組み合わせ、町内外の交流の促進と広く住民の参加を得ていること、出資者が社員となっている各種事業を行っていることが特徴になっています。

(2) 秋田県羽後町

羽後町では、平成の市町村合併では参加せず自立の町を選択し、農業の活性化と交流人口の拡大を図るための各種施策を推進しています。

西馬音内盆踊り、冷やがけそば、季節の野菜や花卉、羽後牛などの多彩な地域資源がありながら、それらを一カ所に集約して発信できる場所がありませんでした。また、羽後町の年間観光客数の半分は西馬音内盆踊りの物見が目的で、町としては盆踊り以外にも人を呼び込む拠点が必要であったことから、平成28年7月に「道の駅うご端縫い（はぬい）の郷」をオープンし、観光案内窓口を備えた誘客の拠点が整備されました。

この道の駅の特徴は、ターゲットを女性に絞ったこと、女性から好感が持てるトイレの設

計、羽後町の特産であるそばの提供、役場庁舎、体育館、活性化センター等に隣接し、駐車場の兼用、各施設利用者の入場が期待できること等が上げられます。

(3) 秋田県小坂町

秋田県小坂町は、小坂鉱山の町として栄えました。人口減少や高齢化が進む地方都市で、地域の資源を活用した特色あるまちづくりを進めています。特に、鉱山の町ならではの産業遺産群と地域資源を生かしたエコタウンのまちづくりに活路を見出し、地域再生に取り組んでいます。

国の重要文化財に指定されている日本最古といわれる芝居小屋「康楽館」と小坂鉱山事務所を「明治100年通り」と名づけ、この通りを中心に集客拠点施設として運営しています。

十和田湖に接する小坂町は、以前は、北海道の学生が修学旅行で訪れていましたが、東日本大震災、北海道新幹線開通の影響等もあり、東京方面へと旅行先が変化したことで、今後は、小坂製錬リサイクル事業に加え、首都圏から排出されたごみの焼却灰を埋め立てる最終処分場もあることから、エコタウンの取り組みを含め、処理施設等が見学できるような体制づくりを考えています。

目指すは世界遺産としていますが、今後は、インバウンドなど、今まで以上の旅行客を取り込むためには、広域連携で観光推進をしなければならない課題もあるとしています。

(4) 青森県田舎館村

当初は、小規模で村民を対象としたイベント「田んぼアート」が、全国に知られるようになって13年目となり、年々図柄が繊細に芸術的になっていますが、今後は、図柄の選定とクオリティの維持が一つの課題となっています。また、田んぼアートの観賞も混雑時には最大2時間待ちとなることから、待ち時間の解消と並行して、待ち時間に飽きさせない対策も、さらに進めていくことが求められています。

「田んぼアートで村に年間35万人を超える観光客が訪れている。これは金銭（投資）にはかえられない大きな成果と考えている。地元への経済効果も大きい。日本一、世界一を目指して取り組んできました」という説明もありました。

(5) 岩手県オガール紫波株式会社

紫波中央駅前都市整備事業（10.7ha）を進めるに当たって、官民連携のエージェントの役割を担う「オガール紫波株式会社」が設立されています。

着目すべき点は数多くありますが、町有財産を安売りしないという方針が特徴の一つで、大きなショッピングモールを入れて終わりという形ではなく、この財産の価値を上げること

を目指しました。また、開発にありがちな、用地に最大限の施設をつくるというマインドではなく、収益を想定した逆算方式で進められたことも特筆点であります。テナント誘致と家賃相場の調査からスタートした、本来は3階建てを目指したものでしたが、収益性や建設コストの問題から2階建てとしました。

各界の著名人による「デザイン会議」という会議体を設置し、プロジェクト全体のデザイン性を追求。さらには、町民と意見交換を2年間で100回行うなど、住民の意見も丁寧に聞き、大成功しているマルシェは、もともと計画になかったものが、町民からの希望で設置されています。

(6) 担当課との意見交換会

平成27年の市町村別・月別の入込客数、三陸沿岸観光動態調査の資料などを参考に、住田町の観光振興について現状と課題を学びました。

(7) 観光関係者との意見交換会

五葉山、滝観洞、種山ヶ原、気仙川、商店街、当町の観光事業に先頭に立って取り組んでいる関係者から、少子高齢化が進む今日、特に東日本大震災以降、観光客の入込客数が伸び悩んでいること、気仙川でのイベントの企画、女性釣り客がふえていることから、充実した受け入れ態勢にトイレ施設の整備が必要なこと、観光協会からは物産館建設構想の報告、商工会からは現在の商店街の実態、各団体からは具体的な事業の実績（回数・客数）、経営状況などの報告がありました。

今後の方向として、県・町・議員との意見交換の必要性、小さな事業者への支援、社会福祉と観光を結びつけられないか、行政へは、計画の具現化、目標の数値化など数多くの意見・要望が出されました。

4 調査結果と意見

視察先である田舎館村議会議長は「投資をしなければ成果は得られない」と、羽後町は多彩な地域資源を一カ所に集約し、観光案内窓口を備えた誘客の拠点施設が整備され活気を生んでいます。今後の観光事業の推進に当たっては、まず何をすべきか、トップリーダーの決断と責任の所在、費用対効果だけでは事業が進まないことを学びました。

また、オガール紫波株式会社では、入念な調査と2年間で100回の町民との意見交換会などで成果が出ています。当町は、きめ細かな事業支援に取り組んでいます。観光事業を産業としての位置づけを明確にすることが求められると考えています。

観光振興が、地域経済の活性化につながる道であることを申し述べ、産業経済常任委員会

の所管事務調査の報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これで、産業経済常任委員長の報告を終わります。

次に、広報編集常任委員長の報告を求めます。

広報編集常任委員長、佐々木春一君。

〔広報編集常任委員長 佐々木春一君登壇〕

○広報編集常任委員長（佐々木春一君） 令和元年9月6日 住田町議会議長 菊池 孝 様

広報編集常任委員会 委員長 佐々木春一

調査報告書

平成29年12月5日第15回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 件名

議会だより編集に関する事項

2 概要

議会の審議結果並びに一般質問における質疑の概要などについて、広く町民に情報提供することが、議会の責務の一つであります。そのため、定例議会ごとに発行する「すみた議会だより」の編集に関する事項を付議事件として、令和元年9月までの期間で本委員会が設置されました。

本委員会は、原則、定例会初日の本会議終了後から4回の編集委員会を開催しました。

編集方針は「めざす議会だより」として、①「わかりやすく」「読みやすく」「住民目線」、②読みたくなる紙面づくりを掲げ、委員が編集担当を分担し、原稿執筆、読み合わせ、校正と印刷業者への入稿から納品に至るまで取り組みました。

議会広報の編集技術向上のため、全国町村議長会並びに岩手県町村議長会が主催する議会広報編集に関する研修会や町村議会広報コンクールに参加。平成30年度県町村議会広報コンクールにおいて、県内19町村のうち14町村から応募があり、「すみた議会だより」は入選2席に入賞することができました。編集に御協力いただいた町民、関係者に御礼を申し

上げます。

議会広報は、住民と議会との結びつき、かけ橋として重要な役割を果たしています。最近、地方議会の活性化やあり方が問われています。議会が、町民にとってより身近となり、まちづくりの理解と協働を広げるための一助となることを願うものです。

今後、さらに編集技術の向上や紙面内容の充実を図り、町民に親しまれ、議会や町政がわかる「すみた議会だより」を目指します。

3 「すみた議会だより」の編集状況

議会だより第159号から議会だより第166号までの8回の編集に当たりました。

その内容は、記述のとおりであります。

以上、報告とします。

○議長（菊池 孝君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これで、広報編集常任委員長の報告を終わります。

これで、委員会調査報告を終わります。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 第23回定例議会、慎重審議、御議論をいただき、本当に御苦労さまでございます。御審議いただきました案件、全て可決いただき、御礼を申し上げます。

さて、本議会は、議員各位におかれましては、任期最後の定例議会であります。この4年間、皆様の町政運営、地域づくりへの御協力、御尽力に、改めて感謝と敬意を申し上げます。ありがとうございました。

私が町長に就任し、任期半分の2年が経過をいたしました。この2年間、住田町人口ビジョン総合戦略、総合計画との整合性を図りつつ、町政を運営してまいりました。この間、防災のかなめとなる大船渡地区消防署住田分署の供用開始、消防車両の機能強化等、また、医療資源不足解消に向け、訪問看護ステーションの開設等、取り組みを進めさせていただきました。

課題は常に存在するものでありますが、過去においては、高度経済成長というバックグラウンドもあり、地方においても補正予算が国より注入され、施策においても、いわゆる国内

外の先進地事例を参考としながら取り組みを進め、例えば、国の景気浮揚策は、地域活性化の起爆剤的発想で、公共施設整備がされることが当然のような時代でもあります。

しかし、現在は、国の財政も赤字が大きく膨らみ、また、地方においても公共施設運営等において近年、支出問題が顕在化し、中には自治体財政への圧迫ということも問題化されている状況であります。そして、何よりも少子高齢化という世界に過去経験のない社会人口構造の中、まさに過去のように先進事例を参考にすることのできない中で、住田町を前に進めなければなりません。

そのような観点からも、支え合う共生のまちづくりが必要であり、議員の皆様からも大所高所から御意見をいただき、10年、20年、さらに、その先を見据え、次世代を担う若者、そして、未来の住田を担う子供たちのために、目先にとられない御判断、御指導、御鞭撻をいただき、感謝を申し上げますところであります。

さて、本会議を最後に令和の時代、まず新たな4年間で託する議員の選挙になるわけですが、今期をもって御勇退されます議員には、本当にお世話になりました。長い間の議員活動、町政運営への御指導に、改めて御礼と感謝を申し上げます。議員退任後におきましても、先輩議員、議員経験者として健康に留意くださいます、なお御活躍されますよう、そして、住田町政への御指導も、これまでどおりお願いを申し上げます。

新たな任期に向かわれる議員の方々には、再びこの場で課題先進地における将来の住田の創造に向け御議論できることを御祈念申し上げます、任期最終議会の御礼といたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第23回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員